

日興アクティブバリュー

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用



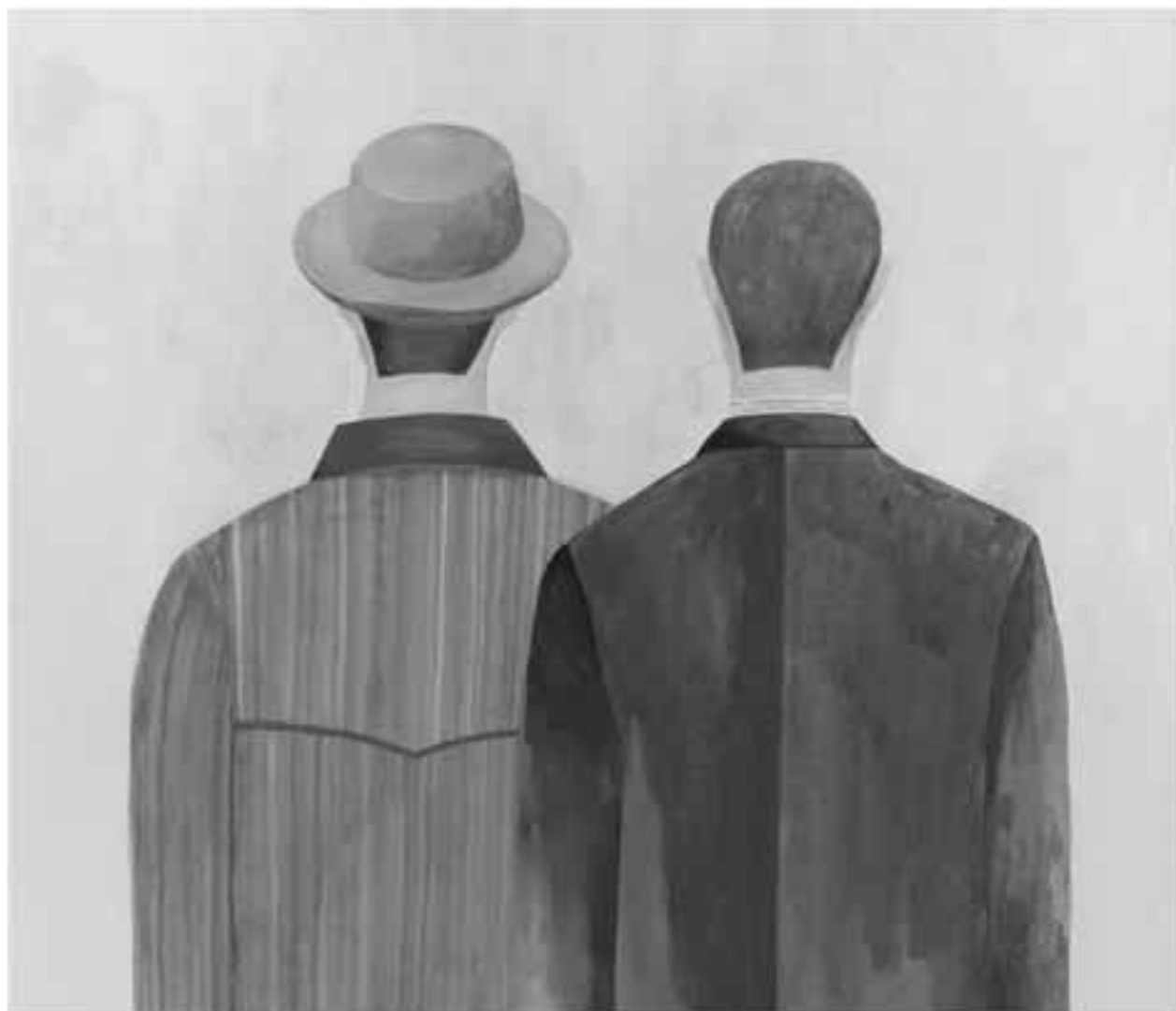
設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

日興アクティブバリュー

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

- 1. この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年1月25日に関東財務局長に提出しており、平成17年1月26日にその効力が発生しております。**
- 2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくことをおすすめします。**
- 3. 「日興アクティブバリュー」（マザーファンドを含みます）は、主に株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。**

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。**
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。**
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。**

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	3

特 色

ファンドの特色	5
投資方針	7

投資リスク

ファンドのリスク	12
リスク管理体制	13

費用・税金

手数料等及び税金	15
----------------	----

ファンド情報

ファンドの性格	20
管理及び運営の概要	22
その他の情報	25

運 用

ファンドの運用状況	27
財務ハイライト情報	31

そ の 他

約 款	34
用 語 集	48

照会先

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ

アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター

電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

ファンドの概要

ファンドの名称	日興アクティブバリュー (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／自動けいぞく投資適用
ファンドの目的	長期的な観点から、わが国の株式市場全体(東証株価指数)の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券ならびにわが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
主なリスク	・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク
信託期間	平成9年10月31日から平成19年10月25日までとします。
決算日	毎年10月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.596%(税抜1.52%)

※商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得申込み手続きの概要

申込方法	・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。 ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。 ・収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞があります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 ・＜分配金再投資コース＞をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
申込価額 (発行価格)	取得申込受付日の基準価額とします。 ※直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込単位	申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込手数料	販売会社が定めるものとします。 お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社名につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	平成17年1月26日から平成18年1月25日とします。 ※平成18年1月26日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	<分配金再投資コース> 1口単位 <分配金受取りコース> 1万口単位 ※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

<解約請求による換金>

解約価額	解約請求受付日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 ※税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱います。

＜買取請求による換金＞

買取価額	買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。なお、受益証券を販売会社等において保護預りにしている等、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。
手取額	1口当たりのお手取額は、当該買取価額となります。
受付中止	・販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受付けた買取りを取り消すことができます。 ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取扱います。

ファンドの特色

1. ファンダメンタルズ分析とバリュエーション分析により、割安と判断される銘柄に投資します。

主として、「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、①ボトムアップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、②ファンダメンタルズ分析の結果を重視し、株価の割安性(バリュー)を多面的に分析し、割安な銘柄に投資を行ないます。(ファミリーファンド方式*)

なお、株式等へ直接投資することもあります。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

<ファンダメンタルズ分析>

企業訪問を中心としたボトムアップ・アプローチにより、個別企業のファンダメンタルズを分析

<バリュエーション分析>

ファンダメンタルズ分析をベースに、個別企業ごとに株価水準を多面的に分析し、ファンダメンタルズに対し割安である銘柄を選定

ポートフォリオの構築

リスク分析

※最終組入銘柄は、各種のリスク分析を行なったうえで決定します。

※組入銘柄の見直しは、市況環境等に応じ随時行ないます。

<ファンダメンタルズ>

ファンダメンタルズとは、利益水準、キャッシュフロー、資産価値等の企業の現在あるいは将来における内在価値をいいます。

<ボトムアップ・アプローチ>

ボトムアップ・アプローチとは、ファンドマネジャー、企業調査アナリストが直接企業訪問するなどして行なった調査に基づき、個別銘柄を分析する手法です。

2. 長期的な観点から、わが国の株式市場全体の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。

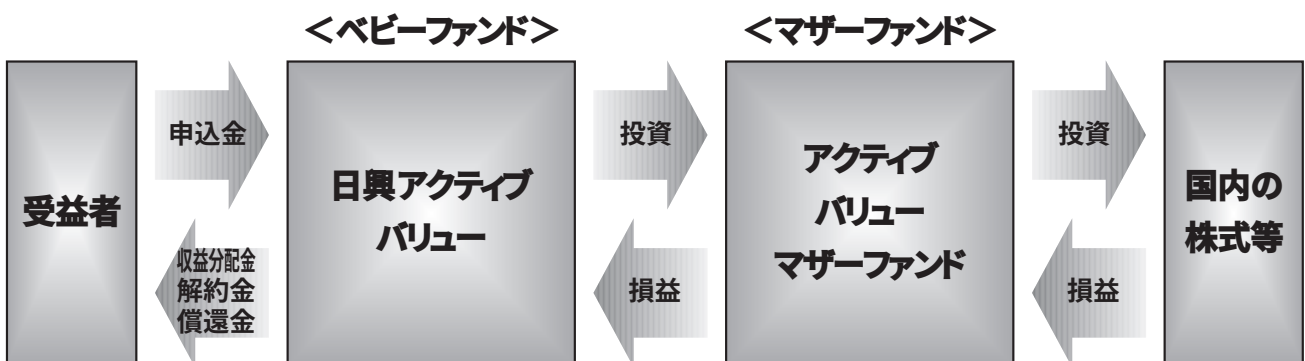
長期的な観点から、わが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

3. 実質的な株式組入率は、原則として100%を維持します。

- ・「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券および株価指数先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。
- ・市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※＜分配金再投資コース＞の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

投資方針

投資方針

日興アクティブバリュー	アクティブバリュー マザーファンド
「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券ならびにわが国の証券取引所上場株式に投資を行ない、株価指数先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。	- わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。 - 株価指数先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。
- 株式への投資にあたっては、①ボトムアップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタルズ分析を行ない、②ファンダメンタルズ分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。 - 最終組入銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。 - 組入銘柄の見直しは、市況環境等に応じ随時行ないます。	
株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。	株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。	

特
色

投資対象

■投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

種類・項目	日興アクティブバリュー	アクティブバリュー マザーファンド
1) 有価証券	○	○
2) 有価証券指数等先物取引に係る権利	○	○
3) 有価証券オプション取引に係る権利	○	○
4) 外国市場証券先物取引に係る権利	○	○
5) 金銭債権	○	○
6) 約束手形	○	○
7) 金融先物取引等に係る権利	○	○
8) 金融デリバティブ取引に係る権利	○	○
9) 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として1）～8）に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、ます。）の受益権	○	○
10) 為替手形	○	○

■主として次の有価証券に投資することができます。

種類・項目	日興アクティブバリュー	アクティブバリュー マザーファンド
1)「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券	○	—
2)株券または新株引受権証券	○	○
3)国債証券	○	○
4)地方債証券	○	○
5)特別の法律により法人の発行する債券	○	○
6)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)	○	○
7)特定社債券	○	○
8)コマーシャル・ペーパー	○	○
9)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券	○	○
10)外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、3)～9)の証券の性質を有するもの	○	○
11)投資信託または外国投資信託の受益証券	○ (マザーファンドの受益証券を除きます。)	○
12)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券	○	○
13)オプションを表示する証券または証書	○	○
14)預託証券	○	○
15)貸付債権信託受益権	○	○

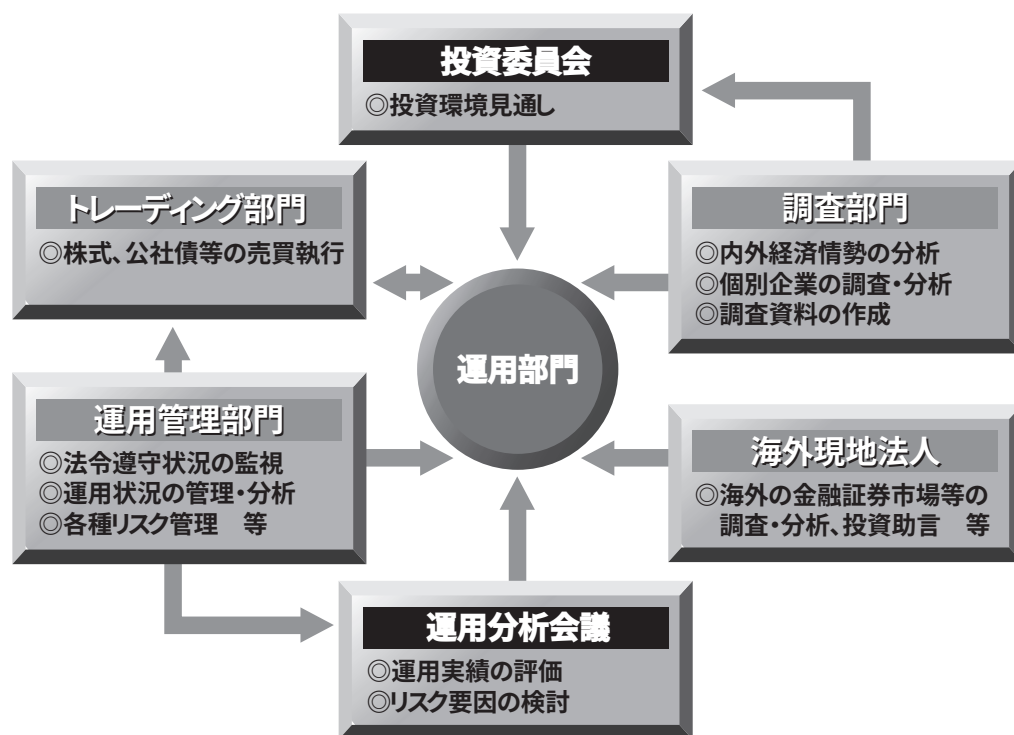
■次に掲げる金融商品により運用することができます。

種類・項目	日興アクティブバリュー	アクティブバリュー マザーファンド
1)預金	○	○
2)指定金銭信託	○	○
3)コール・ローン	○	○
4)手形割引市場において売買される手形	○	○

■次の取引ができます。

種類・項目	日興アクティブバリュー	アクティブバリュー マザーファンド
1) 信用取引	○	○
2) 先物取引等	○	○
3) スワップ取引	○	○
4) 金利先渡し取引	○	○
5) 有価証券の貸付	○	○
6) 公社債の空売	○	○
7) 公社債の借入	○	○
8) 資金の借入	○	—

運用体制



<運用の流れ>

1. ファンドの具体的な運用計画を決定します。

各運用セクションは、投資環境見通しに基づき、ファンドの具体的な運用計画を決定します。

2. 運用の実行を指図します。

ファンドマネージャーは、ファンドの運用計画に基づき、組入有価証券の売買を指図し、運用を実行します。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

投資制限

約款に定める投資制限

<日興アクティブバリュー>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は行ないません。

<アクティブバリュー マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は行ないません。

※その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

- 1) 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。
- 2) 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則）
委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の①および②に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）並びに③および④に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。
 - ① 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション等の売付約定に係るものを除きます。）
 - ② 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - ③ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
 - ④ 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価との差額であって評価損となるもの

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます)は、主に株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

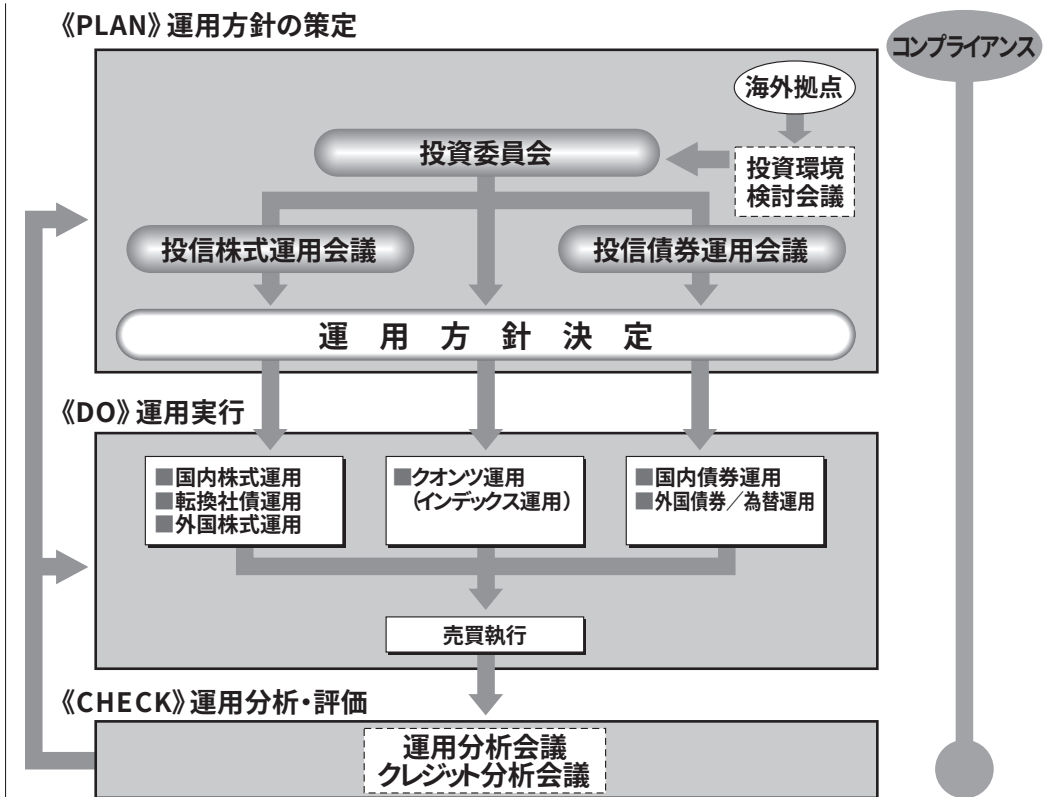
流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

リスク管理体制



PLAN (運用方針の策定)

国内外の経済見通しおよび市況見通しを決定し、全社的な資産配分(含 通貨配分)および資産別運用方針の策定を行ないます。

- 1)投資環境検討会議にて、国内外のアナリスト、ファンドマネージャー、エコノミスト、マーケットアナリストによるリサーチに基づき、マクロ経済環境、市況環境に関する分析・検討を行ないます。
- 2)投資委員会にて、投資環境検討会議での検討結果を基に国内外の経済見通し、市況見通し、資産配分戦略の決定を行ないます。
- 3)投資委員会の決定を受け、資産別運用方針の策定を行ないます。

(1)投信株式運用会議

投信株式運用会議において、運用チームが運用する投信に関して、具体的運用方針(チームストラテジー、運用チーム別コア銘柄、調査ユニバース)を決定します。

(2)投信債券運用会議

投信債券運用会議において、運用チーム別に担当ファンドに関する具体的運用方針(デュレーション、残存期間構成、種別構成、クレジット戦略、キャッシュフローマネジメント)を決定します。

※デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

DO (運用実行)

- ・組織的に決定された具体的運用方針に基づき、各チームにおける運用方針、個別ファンドのガイドラインに沿って運用を実行します。
- ・売買執行では、運用チームとトレーディング部門を分離・専門化し、それぞれが明確な責任のもと、利益相反等の発生しない体制を整備しています。売買執行時には、トレーダーがファンドマネージャーに対して最適な執行方法を助言、裁量権の範囲内でトレーダーの判断により執行方法を決定します。
なお、発注に関しては発注政策委員会にて取引金融機関の社会的信用力、情報提供力、執行対応力を総合的に評価し、発注業者、発注方針等を決定します。

CHECK (運用分析・評価)

- ・運用分析会議において、運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的（リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析など）に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。また、組織運用を重視する観点から、ファンドマネージャーの投資行動が許容された裁量の範囲内のものであるかどうかのチェックを行ないます。
- ・また、クレジット分析会議にて個別債券に関する信用リスク分析及び評価を行ないます。

コンプライアンス

- ・当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。
- ・また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金（解約）までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、後記の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日以降平成20年3月31日の間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)
		基準価額の3.15%(税抜3%)以内
	収益分配時	所得税・地方税
		普通分配金に対し10%* (うち地方税3%)
	換金（解約）時	換金手数料
		ありません
		信託財産留保額
		ありません
		所得税・地方税
		解約差益に対し10%* (うち地方税3%)
間接負担	償還時	所得税・地方税
		償還差益に対し10%* (うち地方税3%)
	保有時	信託報酬
		純資産総額に対し 年率1.596%(税抜1.52%)
		監査費用
		純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
		売買委託手数料等
		組入有価証券の売買にかかる売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等

*内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

※解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

※買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

※お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

※売買委託手数料等には、消費税等相当額がかかります。

※税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは「課税上の取扱い」をご参照ください。

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとします。

お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・お申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	1.596%	0.651%	0.840%	0.105%
300億円超の部分	(1.52%)	0.546%	0.945%	(0.10%)
		(0.52%)	(0.90%)	

※括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支弁します。

その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.0084%（税抜0.008%）以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

租税等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、借入金の利息および立替金の利息。

課税上の取扱い

<公募株式投資信託の税制>

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

<個人受益者の場合>

	平成16年1月1日以降 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収※ (申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収※ (申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収※ (申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収※ (申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税（株式等の譲渡損益との損益通算可）	

※確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。

※法人の場合、平成16年1月1日以降平成20年3月31日までの間は7%（所得税のみ）、平成20年4月1日以降は15%（所得税のみ）の源泉徴収となります。

※上場株式等に限られている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期等が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金を受取るとき

- 1) 平成16年1月1日以降平成20年3月31日まで
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。
解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等（上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等（公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）を含みます。以下同じ。）に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。
- 2) 平成20年4月1日以降
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。
解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

- 1) 平成16年1月1日以降平成19年12月31日までの間に公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。
- 2) 平成20年1月1日以降に公募株式投資信託を譲渡（買取請求）した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%（所得税15%および地方税5%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金を受取るとき

- 1) 平成16年1月1日以降平成20年3月31日まで
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。
 - 2) 平成20年4月1日以降
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。
- なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度の適用

益金不算入制度が適用される場合があります。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、受益証券を保護預りとしない場合、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者がすでに発行された受益証券を譲受けた場合等の個別元本は、受益証券を設定により取得した受益者の個別元本がそのまま引継がれます。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と 特別分配金

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

長期的な観点から、わが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

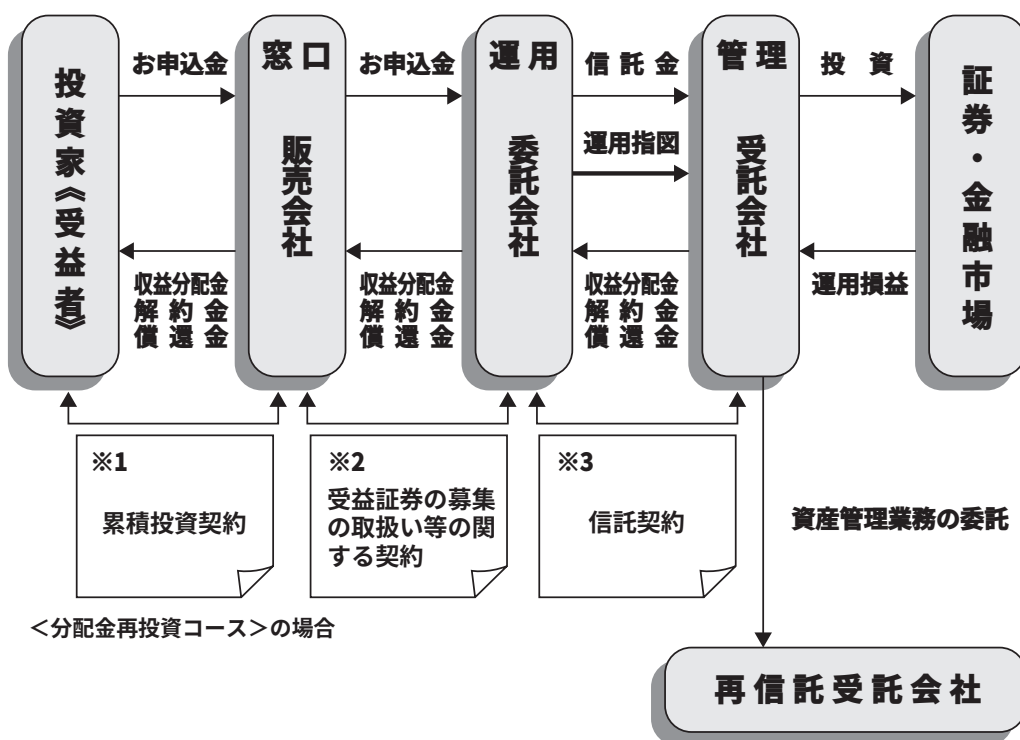
追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

※「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド運営の仕組み



※1 累積投資業務において取扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付及び保管の方法等を投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」等の名称が用いられることがあります。

※2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

※3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・受益証券の募集および販売の取扱い
- ・解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・目論見書および運用報告書の交付 等

委託会社

- 日興アセットマネジメント株式会社
- ・信託財産の運用指図
 - ・受益証券の発行
 - ・目論見書および運用報告書の作成 等

受託会社

- 三井アセット信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ※再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。
- ・信託財産の管理・保管
 - ・信託財産の計算 等

委託会社の概況 (平成16年12月末日現在)

- 1) 名称
日興アセットマネジメント株式会社
- 2) 代表者の役職氏名
取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3) 本店の所在の場所
東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
- 4) 資本金
16,174百万円
- 5) 会社の沿革
昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立
昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始
昭和60年：投資顧問業開始
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	55.23%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	33.86%
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目1番3号	223,000株	10.91%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

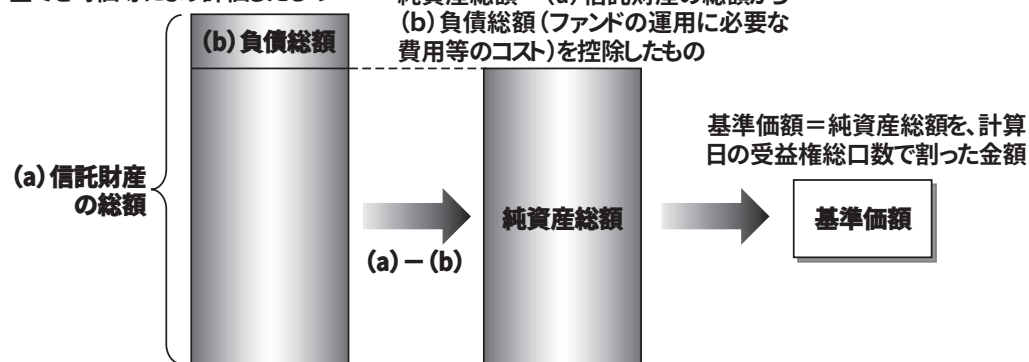
有価証券の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<基準価額算出の流れ>

(a) 信託財産の総額＝ファンドに組入れられている株式や公社債等全てを時価等により評価したもの

純資産総額＝(a) 信託財産の総額から (b) 負債総額（ファンドの運用に必要な費用等のコスト）を控除したもの



基準価額の算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社等で入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ

アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター

電話番号 0120-25-1404

（9：00～17：00 土、日、祝日は除く。）

ただし、半休日となる場合は9：00～12：00

保管

- ・ <分配金再投資コース>の場合、受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」等に基づき、販売会社等において保護預りとしてさせていただきます。
- ・ <分配金受取りコース>の場合、受益者は、販売会社等と取り交わす受益証券等の保護預り契約により、販売会社等に受益証券の保管を委託できます。

計算期間

原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - ① 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ② 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ③ やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - ① 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ② 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ③ 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ④ 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

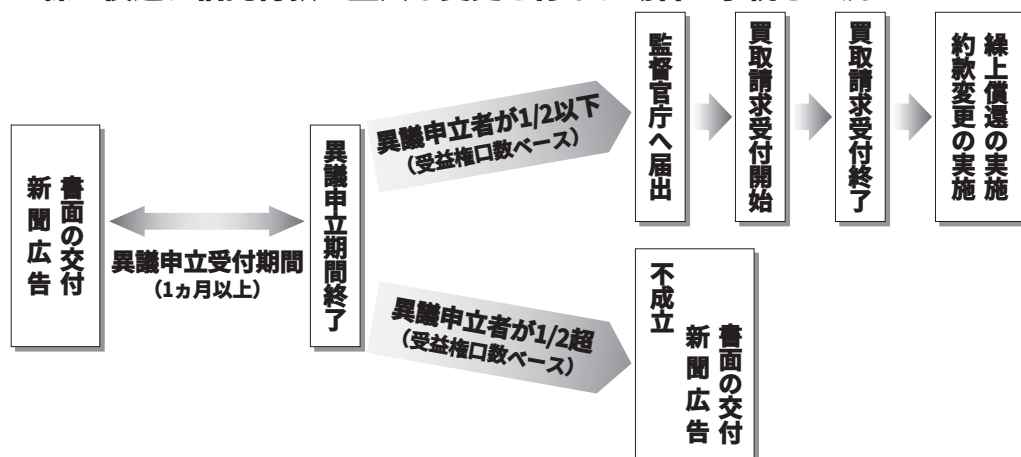
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 受益権均等分割
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は、原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は、受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料は、ありません。
- ・名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

その他

内国投資信託受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
- ・格付は取得しておりません。

発行価額の総額（設定総額）

5兆円を上限とします。

払込期日及び払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額（設定総額）を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1) 【資産の評価】
 - (2) 【保管】
 - (3) 【信託期間】
 - (4) 【計算期間】
 - (5) 【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1) 【貸借対照表】
 - (2) 【損益及び剰余金計算書】
 - (3) 【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成16年10月29日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引契約残高の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1)投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	4,835,213	98.77
アクティブバリュー マザーファンド	4,835,213	98.77
有価証券指数等先物取引契約残高（買建）	(43,200)	(0.88)
日本	(43,200)	(0.88)
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	60,367	1.23
純資産総額	4,895,581	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

＜親投資信託受益証券＞

銘柄名	保有数量 （口）	簿価（円）		評価額（円）		投資比率 （％）
		単価	金額	単価	金額	
アクティブバリュー マザーファンド	4,157,535,348	1.1552	4,802,784,834	1.1630	4,835,213,609	98.77

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.77
合計	98.77

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

＜有価証券指数等先物取引＞

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
日本	東証株価指数先物 2004－12	買建	4	45,575,307	43,200,000	0.88

(3)運用実績

①純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時（1997年10月31日）	1.0000	1.0000	13,690	13,690
第1計算期間末（1998年10月26日）	0.8547	0.8547	11,995	11,995
第2計算期間末（1999年10月25日）	1.0600	1.1100	18,562	19,438
第3計算期間末（2000年10月25日）	1.0139	1.0239	9,526	9,620
第4計算期間末（2001年10月25日）	0.8531	0.8531	7,609	7,609
第5計算期間末（2002年10月25日）	0.7071	0.7071	5,432	5,432
第6計算期間末（2003年10月27日）	0.8318	0.8318	4,718	4,718
第7計算期間末（2004年10月25日）	0.9307	0.9307	4,862	4,862

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2003年10月末日	0.8417	4,772
2003年11月末日	0.8130	4,637
2003年12月末日	0.8457	4,815
2004年01月末日	0.8515	4,780
2004年02月末日	0.8802	4,891
2004年03月末日	0.9727	5,357
2004年04月末日	0.9878	5,094
2004年05月末日	0.9620	4,923
2004年06月末日	1.0278	5,209
2004年07月末日	0.9842	5,180
2004年08月末日	0.9828	5,174
2004年09月末日	0.9583	5,020
2004年10月末日	0.9368	4,895

②分配の推移

	1口当たり税込み分配金（円）
第 1 期	0
第 2 期	0.0500
第 3 期	0.0100
第 4 期	0
第 5 期	0
第 6 期	0
第 7 期	0

③収益率の推移

	収益率（％）
第 1 期	△ 14.53
第 2 期	29.87
第 3 期	△ 3.41
第 4 期	△ 15.86
第 5 期	△ 17.11
第 6 期	17.64
第 7 期	11.89

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) アクティブバリュー マザーファンド

以下の運用状況は平成16年10月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
株式	4,807,039	99.42
日本	4,807,039	99.42
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	28,175	0.58
純資産総額	4,835,215	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	55,500	4,000	222,000,000	4,130	229,215,000	4.74
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行	174	645,000	112,230,000	689,000	119,886,000	2.48
日本	三菱東京フィナンシャル・グループ	銀行	127	865,000	109,855,000	900,000	114,300,000	2.36
日本	D C S	情報・通信	85,400	1,160	99,064,000	1,200	102,480,000	2.12
日本	電気興業	電気機器	226,000	441	99,666,000	441	99,666,000	2.06
日本	武田薬品工業	医薬品	18,600	5,000	93,000,000	5,120	95,232,000	1.97
日本	日本電信電話	情報・通信	175	447,000	78,225,000	450,000	78,750,000	1.63
日本	アズワン	卸売業	25,600	2,975	76,160,000	3,070	78,592,000	1.63
日本	J F E ホールディングス	鉄鋼	26,500	2,815	74,597,500	2,845	75,392,500	1.56
日本	N T T ドコモ	情報・通信	400	186,000	74,400,000	187,000	74,800,000	1.55
日本	日産自動車	輸送用機器	62,300	1,171	72,953,300	1,195	74,448,500	1.54
日本	三菱地所	不動産	65,000	1,122	72,930,000	1,119	72,735,000	1.50
日本	ドトールコーヒー	卸売業	37,200	1,976	73,507,200	1,932	71,870,400	1.49
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行	173	398,000	68,854,000	409,000	70,757,000	1.46
日本	電源開発	電気・ガス	25,400	2,770	70,358,000	2,770	70,358,000	1.46
日本	東京電力	電気・ガス	28,200	2,395	67,539,000	2,400	67,680,000	1.40
日本	日東工業	電気機器	77,800	864	67,219,200	853	66,363,400	1.37
日本	大明	建設	88,000	730	64,240,000	740	65,120,000	1.35
日本	三井物産	卸売業	72,000	912	65,664,000	891	64,152,000	1.33
日本	東海理化	輸送用機器	33,000	1,723	56,859,000	1,838	60,654,000	1.25
日本	電気化学工業	化学	182,000	314	57,148,000	322	58,604,000	1.21
日本	東日本旅客鉄道	陸運	105	575,000	60,375,000	557,000	58,485,000	1.21
日本	野村ホールディングス	証券	44,000	1,351	59,444,000	1,300	57,200,000	1.18
日本	富士写真フイルム	化学	15,300	3,560	54,468,000	3,620	55,386,000	1.15
日本	デンソー	輸送用機器	21,700	2,475	53,707,500	2,540	55,118,000	1.14
日本	三菱電機	電気機器	111,000	510	56,610,000	496	55,056,000	1.14
日本	Jーオイルミルズ	食料品	137,000	400	54,800,000	399	54,663,000	1.13
日本	極東開発工業	輸送用機器	45,000	1,212	54,540,000	1,185	53,325,000	1.10
日本	U F J ホールディングス	銀行	105	483,000	50,715,000	492,000	51,660,000	1.07
日本	日本ペイント	化学	123,000	405	49,815,000	406	49,938,000	1.03

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別		投資比率（％）
株式		99.42
	輸送用機器	14.13
	電気機器	13.39
	銀行	11.07
	情報・通信	10.26
	化学	8.35
	卸売業	5.93
	小売業	4.95
	機械	4.26
	電気・ガス	4.11
	建設	3.25
	医薬品	2.93
	不動産	2.28
	食料品	2.27
	陸運	1.86
	その他金融	1.82
	証券	1.67
	鉄鋼	1.56
	ガラス・土石	1.39
	パルプ・紙	1.35
	繊維製品	1.03
	ゴム製品	0.87
	鉱業	0.29
	その他製品	0.23
	非鉄金属	0.18
合計		99.42

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

財務ハイライト情報

- (1)以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2)「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

日興アクティブバリュー

<貸借対照表>

(単位：円)

科目	期別	第 6 期 平成15年10月27日現在	第 7 期 平成16年10月25日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
I 流動資産			
金銭信託		203,592	494,434
コール・ローン		80,929,912	101,076,396
親投資信託受益証券		4,664,289,972	4,802,784,834
派生商品評価勘定		326,232	—
未収入金		10,000,000	—
前払金		—	2,000,000
差入委託証拠金		1,140,000	1,520,000
流動資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664
資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		—	2,595,307
前受金		400,000	—
未払解約金		1,454,671	2,463,516
未払受託者報酬		2,417,090	2,637,984
未払委託者報酬		34,323,566	37,460,238
その他未払費用		193,313	210,984
流動負債合計		38,788,640	45,368,029
負債合計		38,788,640	45,368,029
純資産の部			
I 元本			
元本		5,672,176,506	5,224,675,690
II 剰余金			
期末欠損金		954,075,438	362,168,055
(うち分配準備積立金)		(53,104,887)	(89,741,278)
剰余金合計		△ 954,075,438	△ 362,168,055
純資産合計		4,718,101,068	4,862,507,635
負債・純資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664

＜損益及び剰余金計算書＞

(単位：円)

科目	期別	第 6 期 自 平成14年10月26日 至 平成15年10月27日	第 7 期 自 平成15年10月28日 至 平成16年10月25日
	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息		746	722
有価証券売買等損益		756,546,587	641,994,862
派生商品取引等損益		7,010,879	△ 538,054
営業収益合計		763,558,212	641,457,530
II 営業費用			
受託者報酬		4,924,052	5,191,376
委託者報酬		69,923,232	73,719,246
その他費用		393,810	415,199
営業費用合計		75,241,094	79,325,821
営業利益		688,317,118	562,131,709
経常利益		688,317,118	562,131,709
当期純利益		688,317,118	562,131,709
III 当期一部解約に伴う当期純損失分配額		11,940,171	—
III 当期一部解約に伴う当期純利益分配額		—	149,861,716
IV 期首欠損金		2,250,305,524	954,075,438
V 欠損金減少額		662,091,180	223,255,763
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(662,091,180)	(223,255,763)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(—)	(—)
VI 欠損金増加額		66,118,383	43,618,373
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(—)	(—)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(66,118,383)	(43,618,373)
VII 分配金		—	—
VIII 期末欠損金		954,075,438	362,168,055

＜重要な会計方針＞

科目	期別 第 6 期 自 平成14年10月26日 至 平成15年10月27日	第 7 期 自 平成15年10月28日 至 平成16年10月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成14年10月26日から平成15年10月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成15年10月28日から平成16年10月25日までとなっております。

約款

＜追加型証券投資信託 日興アクティブバリュー＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1) 投資対象

アクティブバリュー マザーファンド受益証券ならびにわが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

アクティブバリュー マザーファンド受益証券に投資を行ない、株価指数先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。

株式への投資にあたっては、①ボトム・アップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタル分析を行ない、②ファンダメンタル分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。

最終組入れ銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。

組入れ銘柄の見直しは、市況環境等に応じ随時行ないます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 日興アクティブバリュー 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とし、

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金136億9,093万7,728円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成19年10月25日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については136億9,093万7,728口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。

③ 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社が保管する受益証券、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する登録金融機関が保管する当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券ならびに保護預りを行なう会社（以下「保護預り会社」といい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。）と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて保護預り会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、受益証券の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について1万円以上1口単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第45条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

② 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第8条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対して1万口以上1口単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に3%の率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の

信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、受益者が第45条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第11条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第12条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受益者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第13条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（毀損した場合等の再交付）

第15条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引等に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、）の受益権

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第17条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 アクティブバリュー マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいうものとします。以下同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号の証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券

12. オプションを表示する証券または証書
13. 預託証書
14. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書および第13号の証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第31条 (削 除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年10月26日から翌年10月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成9年10月31日から平成10年10月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第43条 （削 除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第45条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第49条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第48条第1項により委託者の指定する証券会社が受益証券を買取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第49条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。

⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（受益証券の保護預り等）

第46条 保護預り会社は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

② 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

③ 委託者の指定する証券会社は、原則として、第8条の規定により発行された受益証券（前2項に掲げる受益証券を除きます。）を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益証券の買取り）

第48条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1万口単位（別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍）をもってその受益証券を買取ります。

② 受益証券の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

③ 委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者

との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取りの約定を取消することができます。

- ④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第49条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（委託者の自らの募集にかかる受益証券、別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社の所有にかかる受益証券については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および継承に伴う取扱い)

第53条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を継承させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を継承させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第55条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条の2 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第56条 委託者は、信託期間満前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の義務権利関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 変更後の第40条の規定は、平成11年7月1日より適用するものとします。
- 第3条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
- ② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
- 第4条 変更後の第41条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第5条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込について適用します。ただし、第7項の規定は平成12年11月1日以降の取得申込受付分について適用します。
- 第6条 第45条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第7条 変更後の第48条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

平成9年10月31日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目23番1号
三井アセット信託銀行株式会社

＜証券投資信託 アクティブバリュー マザーファンド＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、長期的な観点からわが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株価指数先物取引を含む実質的な株式組入率は100%を保つことを基本とします。市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。

株式への投資にあたっては、①ボトム・アップ・アプローチによる個別企業のファンダメンタル分析を行ない、②ファンダメンタル分析の結果を重視し、株価の割安性（バリュー）を多面的に分析し、割安な銘柄を選定します。

最終組入れ銘柄は各種のリスク分析を行なったうえで決定します。

組入れ銘柄の見直しは、市況環境等に応じ随時行ないます。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4) 外貨建資産への投資は行ないません。

証券投資信託 アクティブバリュー マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者としします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託（運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り。）の信託財産に属する有価証券（投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。）をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

② 前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券を投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配金に係る計算書および附属明細書に関する規則第4条第2項に定める時価により算定した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引等に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り。）の受益権

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第8号の証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. オプションを表示する証券または証書
13. 預託証書
14. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書および第13号の証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第16条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の運用指図）

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年10月26日から翌年10月25日までとするを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第41条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第42条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ③ 委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

- 第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

- 第49条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。
- ② 委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(公告)

- 第50条 委託者が行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年10月26日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都港区芝三丁目23番1号
三井アセット信託銀行株式会社

用語集

※投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社	運用会社のことをいいます。
------	---------------

運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。
-------	---

か

解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
------	---

解約請求	ファンドの換金方法の一つです。 受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。 解約価額で行なわれます。
------	--

格 付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期（償還）時の元金が支払われる確実性（信用度）を、利害関係のない第三者（格付機関）が判断（評価）し、投資家に提供する情報のことです。
-----	---

基準価額	純資産総額を、受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらもの価値があるかをあらわしています。
------	--

繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰上げて運用を終了させることをいいます。
------	--

個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
------	---

個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本（個別元本）をもとに行なう方式のことをいいます。
--------	--

さ

自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
----------	--

収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あがった収益などを受益証券の口数に応じて受益者に分配することをいいます。
------	---

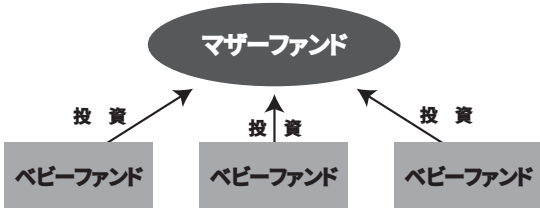
受 益 者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
-------	-------------------------

受益証券	所有者に対して均等に分割された投資信託の受益権を表示する有価証券のことをいいます（受益者の権利を表す有価証券）。株式でいうと株券のようなもの。通常は販売会社で保管（保護預り）しています。
------	---

信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
---------	-------------------------

純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額（信託財産の総額）から負債総額を控除したものをいいます。
-------	---

償 還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。償還金は原則として償還日から起算して5営業日目から支払われます。
-----	---

信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。
信託報酬	ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。
投資信託	多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。
投資信託説明書	目論見書の別称です。
ファミリー ファンド方式	株式や債券などの運用を親ファンド(マザーファンド)で行ない、子ファンド(ベビーファンド)である投資信託が、その親ファンドの受益証券に投資を行なう仕組みをいいます。マザーファンドの損益は、ベビーファンドに帰属します。  <pre> graph BT BF1[ベビーファンド] -- 投資 --> MF((マザーファンド)) BF2[ベビーファンド] -- 投資 --> MF BF3[ベビーファンド] -- 投資 --> MF </pre>
ファンドマネージャー	ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。
分散投資	投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域等)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産の全体資産構成をいいます。
保護預り	投資家の利便性を高めるために、投資信託の受益証券を販売会社などがお預りする制度のことをいいます。
目論見書	ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。 目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。
約 款	正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

日興アクティブバリュー



日興アクティブバリュー

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「日興アクティブバリュー」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年1月25日に関東財務局長に提出しており、平成17年1月26日にその効力が発生しております。
2. 「日興アクティブバリュー」（マザーファンドを含みます）は、主に株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	2
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	4
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	16

第1【ファンドの沿革】

平成9年10月31日 ファンドの信託契約締結、運用開始
平成13年10月26日 ファミリーファンド方式の導入

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

(2) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ

アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター

電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(3) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞をお選びの場合

- ① お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ② 受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ③ 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

＜分配金受取りコース＞をお選びの場合

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社等に受益証券の保管を委託することができます。

(4) 申込金額

- ・取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(5) 償還乗換

- ・受益者は、償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(6) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内等の一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金制限

ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<解約請求による換金>

(1) 換金単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱いします。

<買取請求による換金>

(1) 換金単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。なお、受益証券を販売会社等において保護預りにしている等、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、当該買取価額となります。

(4) 受付中止

- ・販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして取扱いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

② 有価証券の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

③ 基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社等で入手することができます。

- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ

アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター

電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。

ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(2)【保管】

- ・＜分配金再投資コース＞の場合、受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」等に基づき、販売会社等において保護預りとさせていただきます。
- ・＜分配金受取りコース＞の場合、受益者は、販売会社等と取り交わす受益証券等の保護預り契約により、販売会社等に受益証券の保管を委託できます。

(3)【信託期間】

平成9年10月31日から平成19年10月25日までとします。

(4)【計算期間】

原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

③ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する

受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。

- ④ 償還金について
 - ・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益者に支払われます。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ⑤ 運用報告書の作成
委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。
- ⑥ 関係法人との契約について
販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から 5 年間、償還金については支払開始日から 10 年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。
- (3) 受益権均等分割
受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。
- (4) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第 4 【ファンドの経理状況】

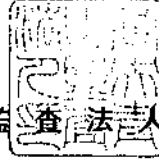
- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 6 期計算期間（平成 14 年 10 月 26 日から平成 15 年 10 月 27 日まで）及び第 7 期計算期間（平成 15 年 10 月 28 日から平成 16 年 10 月 25 日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成15年11月26日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

藤間義雄 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリューの平成14年10月26日から平成15年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アクティブバリューの平成15年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成16年12月7日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

中央青山監



代表社員
関与社員 公認会計士

藤間義雄



関与社員 公認会計士

鳥飼裕一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アクティブバリュウの平成15年10月28日から平成16年10月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アクティブバリュウの平成16年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

日興アクティブバリュー

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

期 別		第 6 期 平成 15 年 10 月 27 日現在	第 7 期 平成 16 年 10 月 25 日現在
科 目	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
I 流動資産			
金銭信託		203,592	494,434
コール・ローン		80,929,912	101,076,396
親投資信託受益証券		4,664,289,972	4,802,784,834
派生商品評価勘定		326,232	-
未収入金		10,000,000	-
前払金		-	2,000,000
差入委託証拠金		1,140,000	1,520,000
流動資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664
資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		-	2,595,307
前受金		400,000	-
未払解約金		1,454,671	2,463,516
未払受託者報酬		2,417,090	2,637,984
未払委託者報酬		34,323,566	37,460,238
その他未払費用		193,313	210,984
流動負債合計		38,788,640	45,368,029
負債合計		38,788,640	45,368,029
純資産の部			
I 元本			
元本		5,672,176,506	5,224,675,690
II 剰余金			
期末欠損金		954,075,438	362,168,055
(うち分配準備積立金)		(53,104,887)	(89,741,278)
剰余金合計		△954,075,438	△362,168,055
純資産合計		4,718,101,068	4,862,507,635
負債・純資産合計		4,756,889,708	4,907,875,664

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

期 別		第 6 期 自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日	第 7 期 自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日
科 目	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息		746	722
有価証券売買等損益		756,546,587	641,994,862
派生商品取引等損益		7,010,879	△538,054
営業収益合計		763,558,212	641,457,530
II 営業費用			
受託者報酬		4,924,052	5,191,376
委託者報酬		69,923,232	73,719,246
その他費用		393,810	415,199
営業費用合計		75,241,094	79,325,821
営業利益		688,317,118	562,131,709
経常利益		688,317,118	562,131,709
当期純利益		688,317,118	562,131,709
III 当期一部解約に伴う当期純損失分配額		11,940,171	-
III 当期一部解約に伴う当期純利益分配額		-	149,861,716
IV 期首欠損金		2,250,305,524	954,075,438
V 欠損金減少額		662,091,180	223,255,763
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(662,091,180)	(223,255,763)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
VI 欠損金増加額		66,118,383	43,618,373
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(66,118,383)	(43,618,373)
VII 分配金		-	-
VIII 期末欠損金		954,075,438	362,168,055

重要な会計方針

項目	第 6 期 自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日	第 7 期 自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左
	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までと なっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」とい います。）が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日以降の営業日である日 のうち、該当日に最も近い日とし、その 翌日より次の計算期間が始まるものとい たしますので、当計算期間は平成 15 年 10 月 26 日から平成 15 年 10 月 27 日まで となっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 10 月 26 日から翌年 10 月 25 日までと なっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」とい います。）が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日以降の営業日である日 のうち、該当日に最も近い日とし、その 翌日より次の計算期間が始まるものとい たしますので、当計算期間は平成 15 年 10 月 26 日から平成 16 年 10 月 25 日まで となっております。

(損益及び剰余金計算書関係)

	第 6 期 自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日	第 7 期 自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	53,104,887 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益 48,658,030 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金	7,542,095 円	C 信託約款に定める収益調整金 15,514,191 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D 信託約款に定める分配準備積立金 41,083,248 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	60,646,982 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 105,255,469 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	0.0106 円	F 分配対象収益 (一口当たり) 0.0201 円
G 分配金額 (一万口当たり)	106 円	G 分配金額 (一万口当たり) 201 円
H 分配金額 (一口当たり)	0 円	H 分配金額 (一口当たり) 0 円
	分配金額 (一万口当たり)	分配金額 (一万口当たり) 0 円

(有価証券関係)

第 6 期 (自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,664,289,972	763,447,769
合 計	4,664,289,972	763,447,769

第 7 期 (自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	4,802,784,834	549,535,475
合 計	4,802,784,834	549,535,475

注記事項

(貸借対照表関係)

第 6 期 平成 15 年 10 月 27 日現在	第 7 期 平成 16 年 10 月 25 日現在
1. 期首元本額 7,682,457,543 円 期中追加設定元本額 247,129,642 円 期中解約元本額 2,257,410,679 円	1. 期首元本額 5,672,176,506 円 期中追加設定元本額 925,462,382 円 期中解約元本額 1,372,963,198 円
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 954,075,438 円であります。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 362,168,055 円であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

	第 6 期 自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日	第 7 期 自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日
取引の内容	当投資信託が利用することができる デリバティブ取引は、内外の取引所 における有価証券先物取引、有価証 券指数等先物取引、有価証券オプシ ョン取引、金利先物取引、金利オプ ション取引、スワップ取引、および 金利先渡し取引であります。	
取引の利用目的および取引に対する取組 方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取 引を行う方針であります。また信託 財産に属する資産の効率的な運用に 資するために行うことができます。	
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、 為替、金利等の市場価格が変動する ことによって発生するリスクがあり ます。	
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理につ いては、取引権限および取引限度額 等を定めた規定に従って、運用部門 が執行し、リスク管理部門が日常的 にこれを監視しております。	

II 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区 分	種 類	第 6 期(平成 15 年 10 月 27 日現在)	
		契 約 額 等 うち 1 年超	時 価
株 場 取 引	株価指数先物取引 買建	40,980,000	41,320,000
		-	340,000
合 計		40,980,000	41,320,000

(単位:円)

区 分	種 類	第 7 期(平成 16 年 10 月 25 日現在)	
		契 約 額 等 うち 1 年超	時 価
株 場 取 引	株価指数先物取引 買建	45,560,000	42,980,000
		-	△2,580,000
合 計		45,560,000	42,980,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引につい
ては、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

第 6 期 平成 15 年 10 月 27 日現在		第 7 期 平成 16 年 10 月 25 日現在	
1口当たり純資産額	0.8318 円	1口当たり純資産額	0.9307 円
(1万口当たり純資産額)	(8,318 円)	(1万口当たり純資産額)	(9,307 円)

(3)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (親投資信託受益証券)

(単位:円)				
種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	アクティババリュエーマザーファンド	4,157,535,348	4,802,784,834	
合計		4,157,535,348	4,802,784,834	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

(参考)

当ファンドは「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「アクティブバリュー マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示しております。

アクティブバリュー マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	平成 15 年 10 月 27 日現在
科 目	金 額
資産の部	
コール・ローン	15,229,558
株券	4,640,143,700
未収入金	19,325,538
未収配当金	17,498,457
資産合計	4,692,197,253
負債の部	
未払金	17,976,159
未払解約金	10,000,000
負債合計	27,976,159
純資産の部	
元本	4,593,549,313
貸借対照表純資産総額	4,664,221,094
負債・貸借対照表純資産総額	4,692,197,253
信託財産純資産総額	4,664,221,094

(単位:円)

対象年月日		平成 16 年 10 月 25 日現在
科 目	注記 番号	金 額
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン		30,166,301
株式		4,775,032,300
未収入金		17,973,143
未収配当金		18,455,422
流動資産合計		4,841,627,166
資産合計		4,841,627,166
負債の部		
I 流動負債		
未払金		38,912,778
流動負債合計		38,912,778
負債合計		38,912,778
純資産の部		
I 元本		
元本		4,157,535,348
II 剰余金		
剰余金		645,179,040
剰余金合計		645,179,040
純資産合計		4,802,714,388
負債・純資産合計		4,841,627,166

項 目	対象期間	自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日	自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

(貸借対照表関係)

平成 15 年 10 月 27 日現在		平成 16 年 10 月 25 日現在	
期首	平成 14 年 10 月 26 日	期首	平成 15 年 10 月 28 日
期首元本額	6,308,988,914 円	期首元本額	4,593,549,313 円
期首からの追加記定元本額	176,554 円	期首からの追加記定元本額	175,050,271 円
期首からの解約元本額	1,715,616,155 円	期首からの解約元本額	611,064,236 円
平成 15 年 10 月 27 日現在の元本の内訳 ※		平成 16 年 10 月 25 日現在の元本の内訳 ※	
日興アクティブバリュエー	4,593,549,313 円	日興アクティブバリュエー	4,157,535,348 円
(合計)	4,593,549,313 円	(合計)	4,157,535,348 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間（自 平成 14 年 10 月 26 日 至 平成 15 年 10 月 27 日）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	4,640,143,700	599,667,002	
合 計	4,640,143,700	599,667,002	

対象期間（自 平成 15 年 10 月 28 日 至 平成 16 年 10 月 25 日）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	4,775,032,300	301,790,764	
合 計	4,775,032,300	301,790,764	

(注)

当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

平成 15 年 10 月 27 日現在		平成 16 年 10 月 25 日現在	
1 口当たり純資産額	1,0154 円	1 口当たり純資産額	1,1552 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,154 円)	(1 万口当たり純資産額)	(11,552 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄		株数	評価額		備考
			単価	金額	
1661	関東天然瓦斯開発	23,000	598	13,754,000	
1722	ミサワホームホールディングス	111,000	303	33,633,000	
1802	大林組	19,000	562	10,678,000	
1911	住友林業	5,000	970	4,850,000	
1942	関電工	50,000	545	27,250,000	
1943	大明	88,000	730	64,240,000	
1973	NECシステム建設	24,300	835	20,290,500	
2613	Jーオイルミルズ	137,000	400	54,800,000	
2730	エディオン	33,100	920	30,452,000	
2908	フジッコ	14,000	1,412	19,768,000	
2914	J T	39	948,000	36,972,000	
3606	レナウンダーバーンホールディングス	28,900	1,258	36,356,200	
3861	王子製紙	39,000	601	23,439,000	
3941	レンゴー	88,000	472	41,536,000	
4010	三菱化学	104,000	300	31,200,000	
4021	日産化学工業	47,000	827	38,869,000	
4023	呉羽化学工業	68,000	410	27,880,000	
4042	東ソー	107,000	433	46,331,000	
4061	電気化学工業	182,000	314	57,148,000	
4091	大陽日酸	93,000	524	48,732,000	
4203	住友ベークライト	70,000	621	43,470,000	
4502	武田薬品工業	18,600	5,000	93,000,000	
4523	エーザイ	15,300	3,050	46,665,000	
4612	日本ベイント	123,000	405	49,815,000	
4901	富士写真フイルム	15,300	3,560	54,468,000	
5108	ブリヂストン	22,000	1,904	41,888,000	
5201	旭硝子	41,000	959	39,319,000	
5233	太平洋セメント	113,000	244	27,572,000	
5411	J F E ホールディングス	26,500	2,815	74,597,500	
5713	住友金属鉱山	12,000	727	8,724,000	

(単位:株、円)

(単位:株、円)

銘柄		株数	評価額		銘柄
			単価	金額	
6113	アマダ	66,000	539	35,574,000	
6268	ナブテスコ	55,000	549	30,195,000	
6271	ニッセイ	8,000	1,118	8,944,000	
6395	タダノ	22,000	522	11,484,000	
6406	フジテック	47,000	526	24,722,000	
6420	福島工業	14,500	1,173	17,008,500	
6430	ダイコク電機	11,100	2,145	23,809,500	
6479	ミネベア	50,000	455	22,750,000	
6490	日本ビラー工業	26,000	771	20,046,000	
6503	三菱電機	111,000	510	56,610,000	
6516	山洋電気	14,000	551	7,714,000	
6586	マキタ	22,000	1,415	31,130,000	
6651	日東工業	77,800	864	67,219,200	
6701	NEC	33,000	615	20,295,000	
6706	電気興業	226,000	441	99,666,000	
6723	NECエレクトロニクス	3,300	5,530	18,249,000	
6735	ディープランドエムホールディングス	174,000	224	38,976,000	
6752	松下電器産業	26,000	1,473	38,298,000	
6758	ソニー	8,000	3,650	29,200,000	
6762	T D K	4,900	7,300	35,770,000	
6792	日本ビクター	40,000	830	33,200,000	
6804	ホシデン	27,100	1,201	32,547,100	
6816	アルパイン	17,900	1,340	23,986,000	
6902	デンソー	21,700	2,475	53,707,500	
6941	山一電機	20,500	1,206	24,723,000	
6976	太陽誘電	19,000	1,108	21,052,000	
6986	双葉電子工業	7,500	2,505	18,787,500	
6995	東海理化	35,000	1,723	60,305,000	
6996	ニチコン	25,000	1,205	30,125,000	
7201	日産自動車	63,500	1,171	74,358,500	
7202	いすゞ自動車	101,000	295	29,795,000	
7203	トヨタ自動車	55,500	4,000	222,000,000	
7223	関東自動車工業	13,900	1,247	17,333,300	
7226	極東開発工業	45,000	1,212	54,540,000	
7230	日信工業	9,600	3,250	31,200,000	
7259	アイシン精機	13,400	2,440	32,696,000	

(単位:株、円)				
銘柄	株数	評価額		銘柄
		単価	金額	
7267	ホンダ	5,500	27,940,000	
7270	富士重工業	92,000	523	48,116,000
7283	愛三工業	24,100	1,023	24,654,300
7476	アズワン	25,600	2,975	76,160,000
7561	ハークスレイ	8,900	2,045	18,200,500
7600	日本エム・ディ・エム	33,400	1,141	38,109,400
7751	キャノン	4,000	5,100	20,400,000
7911	凸版印刷	11,000	1,014	11,154,000
8016	オンワード樫山	16,000	1,398	22,368,000
8031	三井物産	72,000	912	65,664,000
8053	住友商事	45,000	798	35,910,000
8092	富士通ビジネスシステム	33,600	1,335	44,856,000
8184	島忠	14,500	2,380	34,510,000
8232	東急百貨店	168,000	167	28,056,000
8252	丸井	18,500	1,336	24,716,000
8306	三菱東京フィナンシャル・グループ	127	865,000	109,855,000
8307	UFJホールディングス	105	483,000	50,715,000
8316	三井住友フィナンシャルグループ	174	645,000	112,230,000
8326	福岡銀行	53,000	598	31,694,000
8328	札幌北洋ホールディングス	46	683,000	31,418,000
8332	横濱銀行	66,000	620	40,920,000
8369	京都銀行	40,000	774	30,960,000
8403	住友信託銀行	63,000	607	38,241,000
8411	みずほフィナンシャルグループ	173	398,000	68,854,000
8425	興銀リース	17,400	1,528	26,587,200
8570	イオンクレジットサービス	6,400	6,820	43,648,000
8591	オリックス	1,300	11,250	14,625,000
8601	大和証券グループ本社	36,000	654	23,544,000
8604	野村ホールディングス	44,000	1,351	59,444,000
8802	三菱地所	65,000	1,122	72,930,000
8830	住友不動産	32,000	1,133	36,256,000
9020	東日本旅客鉄道	105	575,000	60,375,000
9076	西濃運輸	33,000	970	32,010,000
9404	日本テレビ放送網	2,880	15,570	44,841,600
9409	テレビ朝日	124	218,000	27,032,000
9432	日本電信電話	175	447,000	78,225,000

(単位:株、円)				
銘柄	株数	評価額		銘柄
		単価	金額	
9433	KDDI	90	523,000	47,070,000
9437	N T T コモ	400	186,000	74,400,000
9501	東京電力	28,200	2,395	67,539,000
9508	九州電力	17,500	2,050	35,875,000
9513	電源開発	25,400	2,770	70,358,000
9543	静岡ガス	62,000	416	25,792,000
9645	D C S	86,400	1,160	100,224,000
9682	D T S	18,900	2,270	42,903,000
9697	カブコン	38,700	902	34,907,400
9840	ホーマック	20,000	718	14,360,000
9854	愛眼	50,600	849	42,959,400
9945	ブレナス	6,200	2,835	17,577,000
9948	アークス	21,000	1,268	26,628,000
9952	ドトールコーヒー	37,200	1,976	73,507,200
合計		4,678,938		4,775,032,300

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 16 年 10 月 29 日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	4,905,397,317 円
II 負債総額	9,816,140 円
III 純資産総額 (I - II)	4,895,581,177 円
IV 発行済数量	5,226,026,866 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9368 円

(参考) アクティブバリュー マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	4,853,471,142 円
II 負債総額	18,255,707 円
III 純資産総額 (I - II)	4,835,215,435 円
IV 発行済数量	4,157,535,348 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.1630 円

第 5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第 1 計算期間	32,099,395,937	18,064,368,615
第 2 計算期間	32,910,825,747	29,434,282,984
第 3 計算期間	11,498,592,598	19,614,104,664
第 4 計算期間	3,000,691,938	3,477,515,491
第 5 計算期間	734,238,034	1,971,014,957
第 6 計算期間	247,129,642	2,257,410,679
第 7 計算期間	925,462,382	1,372,963,198

(注) 第 1 計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

